

令和2年度第11回

下松市農業委員会総会議事録

令和3年2月9日（火）10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第1回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年2月9日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室

3 農業委員

・出席（8人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉

・欠席（0人）

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（5人）

1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 4番 金藤 哲夫 5番 弘中 健治

6番 松村 将吾

・欠席（1人）

3番 小林 克美

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議案第3号 下松市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

局長 綱本 渉

書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第11回 定例総会 会議の概要

- 事務局 ただ今より2月の定例総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。本日の農業委員の欠席者はありません。本日の出席者は8名、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしています。小林推進委員は欠席です。それではお願ひします。
- 議長 みなさん、おはようございます。年も明けて早々2月になりましたけれども、コロナがなかなか収まりそうもないという状況ですが、一日も早く終息してくれる事を願っております。どうぞ今日は皆さんの活発なご意見をお願いしたいと思います。本日の議事録署名人は近藤委員と藤田委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願ひ致します。
- 事務局 議案書2ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は●●●●●一●、地目は登記簿現況とともに田、農振区分は農用地外、面積は154m²。譲渡人は●●●さん、譲受人は●●●さん。内容は無償所有権移転です。調査委員は弘中健治推進委員です。よろしくお願ひいたします。
- 議長 弘中推進委員、お願ひします。
- 弘中(推)委員 はい。ではご報告いたします。1月18日に事務局担当者と現地を確認いたしました。4ページをご参照ください。これは県道●●●●●ですけれど、●●バス停より少し上がった所でございます。この許可申請は、相続された土地の所有権の名義変更ということでございます。申請者の譲渡人から、農地を手放したいという依頼があったということです。譲渡人は姉になります。昭和●●年●月に●●さんが相続されております。それから、相続人の弟に当たります●●さんが稻作の従事をされておりました。県道●●●●線、これが開通しまして丁度この土地の上を通ったと。こういう事で土地面積が154m²に縮小されたことで、現在は畑作として自家栽培をされています。よろしく審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 弘中推進委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は許可することに決しました。次、事務局、お願ひします。本事案は、藤井推進委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第24条の規程により、審議採決終了まで藤井推進委員には、退席していただきます。

(藤井推進委員 退席)

- 事務局 議案書6ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について使用貸借での新規です。土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地内、面積は2,382m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん。内容は使用貸借で新規、期間は5年です。調査委員は中村英隆推進委員です。
- 議長 中村推進委員、お願ひいたします。
- 中村(推)委員 はい。それではご報告いたします。事務局と現地を視察いたしました。8ページが地図でございます。利用権を設定される●●●●さんは3年前にご主人を亡くされて、以来補助的な作業、草刈りとかは行ってこられております。息子さんがいらっしゃいますが、遠方で農作業ができないと。それから娘さんと娘婿さんは圃場の耕起をやっておられます。田植えと秋の収穫につきましては、集落内の方にお願いされまして、本業をやっておられます。ここに来まして特定の方に全てをお願いしたいということで、●●●●さんにお話を持っていました。そして●●さんの土地も隣接しております、それならいいだろうという話で。それから●●さんは農機具一式を持っておられまして、了承されて設定されたということでございます。何ら問題もないかと思います。よろしく審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 中村推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。
- 山岡委員 はい、山岡委員。
- 山岡委員 ちょっと教えて欲しいのですが。この隣接地の●●●-●が●●さんの田んぼですかね。
- 中村(推)委員 はい、そうです。
- 山岡委員 はい、分かりました。
- 議長 はい、他にどなたかござりますか。意見もないようですので採決をします。議

案第2号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。藤井推進委員、席にお戻りください。

(藤井推進委員 着席)

次、事務局お願いします。

事務局 議案書9ページをご覧下さい。議案第2号受付番号2番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、使用貸借での新規です。土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地外、面積は1,485m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●さん。内容は賃貸借で新規、期間は5年です。調査委員は藤井康之推進委員です。

議長 藤井推進委員、お願いします。

藤井(推)委員 はい。それでは報告いたします。申請地でございますが、11ページをご覧ください。●●●より500mくらい上がった所の、●●線の傍にあります。●●●さんより●●●さんに引き続き耕作を依頼された所でございます。引き継ぎというのは、●●●さんは相続人でございまして、お父さんでしょうか、●●さんはずっと拵えてもらっておられました所でございます。●●地区は後継者もおらず、少子化、高齢化になっておりまして、その中にあって耕作放棄地を少しでも少なくし、部落の景観を守りたいということで、耕作を引き継ぎされたということでございます。以上です。

議長 藤井推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
私の方から申し上げたいんですけれども、●●は藤井推進委員さんが言われたように、非常に高齢化が進んで若い人がほとんどおられません。家は点々で、空き家も沢山あるという状況ですね、非常に寂れていきつつあると、●●の近くでありますけれども、非常に厳しい状況におかれているのは分かること思います。●●さんは本当に農業熱心な方ですね、このような形状の悪い田んぼを一生懸命作ろうという意欲があるだけで私は素晴らしい方だと思っております。こういう方が地域を守って下さることが、●●地域をこれからも何とか継続できるような礎になるのではないかという風に思っております。こういう方を出来れば市の農業政策の中で表彰というか、そういう方を育てていくという意味からも、表彰規定が何かあれば、そういうようなことを作ってい

ただいて、表彰していただけたらどうかなという個人的な思いをしているところでございます。これは今後の農業委員会の下松市に対する要望の中にも入れていきたいなと思っているところです。他の地域もそうです。そういう状況を鑑みて市の政策に取り入れていただきたいと強く思います。以上です。

はい、他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号2番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事務局 議案書12ページをご覧下さい。議案第3号について総会資料に基づいて説明いたします。「下松市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることについて、農業委員会法第7条による指針を定め、これを公表しなければならないとされています。現行の指針は、平成30年3月に3年後の平成33年（令和3年）3月と5年後の平成35年（令和5年）3月を期限として目標を設定しています。今回、3年が経過し新体制となり見直しを行うものです。

（「下松市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について説明）

議長 はい、ありがとうございました。これにつきましては本日審議するということではございませんので、一応内容の不明な点についてはご質問等を受けたいと思います。回答は一週間以内に農業委員会に提出してください。内容についてのご意見があればどうぞ。
私の方からちょっと聞きたいのですが、新規参入者の目標が、年間2件か3年間で6件なのかよく分わかりませんが。

事務局 毎年2件を目標としている為に3年後は6件になっているということなのですが。

議長 客観的に見た場合に、これは可能なのかという疑問を感じるのですけれど。この辺について特効薬がある訳でもないでしょうが、こういう事をしたら、新規参入者が多分できるんじゃないかなという思いがあればどうぞ。ありませんか。

事務局 取組方法につきましては、これまで通り①、②に定めている妙案しかございませんで。それこそ、はたらきかけの仕方のパンフレットを変えたら、といったことも伺っているので。そういう具体的な内容をここに加えたらどうかということがありましたら、取組の方法欄に、また良いご知恵をいただきて、拡充

	していきたいと思いますので。逆に事務局で今現在、これをやつたら新規参入者が増えるよという方法が思いついておりません。すみません。
議長	はい、田中委員。
田中委員	新規参入者が0件なんですか、問い合わせとかはなかったんですか。
事務局	今のところ、農業をやりたいという問い合わせは無くて、500m ² くらいの畠をやりたいんじゃが、どこか紹介してくれないかという問い合わせは受けたんですけど。それは生業とするよりも、家庭菜園よりはちょっと大規模にやりたいくらいな方は事務局に問い合わせがあって。本日、その他でまた言おうと思った案件があるのですけれど。
田中委員	はい、分かりました。
議長	山岡委員、どうぞ。
山岡委員	先般、別の役員会に出席しましたけれど、色々な意見が出て良かったのですが、簡単な考え方で、実現性が無いように思いました。私たちも考えんといけんけれども難しいんで、皆で知恵があれば出してもらって、次の所に持っていくといいですけれどね。
議長	金藤推進委員、何かご意見はありますか。
金藤(推)委員	確かに新規参入者がここずっと無いわけとして、目標は目標としていいんですが、それをやっぱり裏付ける体制というのがないとですね。生業にするとかではなく、家庭菜園の規模を大きくしたところでもやろうという意欲がある方を受け入れる体制が、今は全く無いわけでしょう。山林については森林税で体制をやっているけれど、農地についてはそういう所がない。例えば新規参入者については、下松市で農業を興す、或いは1反以上やれば住民税を無料にするとか。農家住宅を借りて参入すれば、行政が農家を借り上げて参入者に優遇するとかですね。そういう体制が全く無い。活字だけでやろうって、無理なんですね。いつもそういう意見を言うのは言うのですが、体制を整えるだけの行政なりJAもそうですが、どう協力するのか。機械なら、機械を行政で買ってですね、それをリースとかですね。その体制も全然出来ていないでしょう。皆、自分が買って、皆やらんにやいけんという、そういうところがあるからですね、非常に難しいと思うんですね。そういう体制をまずとつていただかないと、なかなか新規参入者は出来ないと思うんですね。それは僕たちの仕事もありますから、農業委員会として新しい方を少しでも荒廃地を減らしていくという姿勢があるんだったら、やっぱり意見書なり出して行政を動かすくらいの体制を整えるのが必要ではないかと思いますね。

議長	はい、ありがとうございました。他にどなたかありますか。近藤委員。
近藤委員	新規参入されてもですね、結局、参入してから老後までの夢が描けますか、ということですよね。それがちゃんと描ければやってもいいけれど、なかなかね。私も農業を継いだ時、大丈夫かなと思うた。何歳になっても、労力しかねないから。それで老後に、自分の生活がやっていけるのかとかね。私は夫婦で目標を持ってやってきたけどね。その間に経営体を持つちょっとすると、世の中の実情によって需要がごろっと変わりますよね。どうですかね。難しいというのが事実よね。
議長	松村推進委員。こうしたら新しい担い手が入るんじやないかとか、遊休農地が解消できるんじやないかという、若い人なりの思いがあれば考え方を指摘してもらえればと思いますが。
松村(推)委員	今農業をやっていて、一番の問題は、中間管理機構を使わせてもらっているんですけど、制約が色々ありますね。一番の理解は地域の人と農地ですかね。農地を貸してくれる人の理解がないと、農作業がしにくいし、水もなかなか使わせてもらえないとか、色々。地域の問題が僕は今一番ぶつかっているのかなと思いますね。いろんな人がいるので、地域とのコミュニケーションを取っていないかと、長い目で見た時にきついかなと。地域には新規を受け入れる度量のようなものがないと。そして知らない人が入ってくるので、農業委員さんなり何なりを通じて紹介をしてもらってでないと。僕も進めたいけど、コミュニケーションを生産者ととてやらしていただいて、理解していただかないと、新規参入は難しい。就農した後に、計画はあっても何か違って離れるということもあると思うので。県外からと地元の新規参入者でも加減があるのかなと思います。
議長	分かりました。新規参入者には色々な地域事情もあって難しいということだと思います。藤田委員はどうですか。
藤田委員	やっぱり家族がいて、家族を養うとなると苦しいかなと。うまくいけばいいけど、なかなかすぐ上手にというのは。松村推進委員さんが言われたように、物は沢山出来たけれど、それを売る所がないと収入にならないので。売る所も必要だし、技術を教えてくれる方も必要です。資金力もないと出来ないので、色々ちょっと大変な面があると思います。
金藤(推)委員	新規参入者に対しての国からの助成金制度も確かにありますし、このあたりを使って、田中さんも耕起奮闘でとっかかりから随分ご苦労されたと思うんですよね。なかなか他から見たら、私も最初に農業委員会にかける時にご批判を受けたのですが、色々な形の農業があっていいと思うんですよね。松村さんもコ

ミユニティの関係で言われましたが、そういう事での組織としてバックアップする。或いは藤田さんの、お金もないといけないけど、鍬ひとつから買わないといけない訳ですから。そういう部分での助成制度。今事務局の方に聞きましたら、今年度から機械等の購入に対する助成制度も考えているようですし、そういう制度や組織の見直し等がやっぱり必要だと思います。田中さんも松村さんもご苦労で従事されておいて、自分から販売の経路や活路を見いだすような努力も今日までされてこられて、本当にいい例が、藤田さんも含めてあると思うんですよね。そのあたりで問題点を洗いざらしにしてどうやつたら新規参入者、或いは目標に掲げている荒廃地の減少ができるのか、やっぱりもっと真剣に、行政も農業委員会も考えていくべきだろうと私は感じています。なかなか私も女房と二人で荒廃地だったのを掘り起こして、開墾したりして2反ばかり作っておりますが。何とか努力をして荒廃地を増やさないような努力をすればですね、少しでも見てもらえる所がありますので、更に努力をして欲しいかなという風に思います。行政としてもやはりそれをバックアップする姿勢が必要であると思います。私の方もそういった意見を今からも送っていきたいと思います。是非頑張って頂きたいと思います。

議長　　はい、ありがとうございました。大本委員はどうでしょう。

大本委員　私は、例えばさっき言われた、家庭菜園でやりたいという方は意外といるんじやないかと思うんですよね。売るとかではなくて、100m²とか150m²とかですかね。それだったら土日を利用して耕して何かを自分たちで作ってみて、自分たちで食べる。そして家族に配るとか。そういうようなやり方である程度、この遊休農地の解消は出来ないかなと思ったんですけれどね。私も親父が残した農地が沢山あって自分なりに困っているのですけれど。例えばここ下松でそういう、近くに100m²でも貸してくれる所が、畑があれば、そこに野菜を作りたい気持ちはありますもん。そういう所に情報が身近にあって、それが普通のサラリーマンの人たちがぱっと見れる、となったら出来るんじやないかと。借りられるのは沢山いるんじゃないかと思うんですよね。土日だけですよ。ひと月一回でも。私も離れた農地で大根とかたまに作りますけれど、それは月一回しか帰っていませんから。それでも大根はそれなりに出来て、自分で食べることも出来るし、らっきょうとか分葱とかやっているんですけどね。水やりもほとんどしなくて、マルチを敷いて、養土が逃げないような格好で耕作しているだけなんですね。それでも出来るから、収穫したり孫に送ったりする楽しみはあります。就農という風に大前提で書いてあって難しいんですけど、そのようなことをもうちょっと情報発信して。農業を辞めた人たちの農機具なんかもいっぱいあるんじやないかと思うんですけど。そういう物もその地域に、掘っ立て小屋でもいいからそこに置いておいて、皆が使ってくれるように。まあ、使うんじやないかと思うんですけどね。無農薬とかも出来ると思うし。

議長　　ありがとうございました。今皆さんから色々な素晴らしい意見が出ました。そ

それぞれの皆さんの農業に対する熱意も持っておられますので、遊休農地の解消もさることながら、新規参入者をどんどん入って頂くことを希望します。インフラ整備と言いますか、農地整備も含めて、条件整備をまず整えることも、とても大切だと思います。そして、地域にあるものをどこに売っていくのか、どういう販路をひろげていくのか。これは生産者にも責任はあるのですけれど、行政が一体となってですね。先般テレビで、山の中で苦労して、地域に残って14年間ぶっかけ卵を売って、全国に広め続けて成功して賑やかな街になりつたという例がありました。下松市内にも農地が沢山あります。遊休農地もあれば、いい農地もあります。そういう農地を活かして、どういった物を作り、例えばふるさと納税に転嫁出来るのかという思いもしないではない。これは行政と議会と農業委員会が一体となって取り組んでいくという姿勢がまずなければ、この遊休農地や新規担い手の解消も、無論、これに合わせた景観の形成も出来ないという風に思いますので。これからも色々な意見があると思いますが、農業委員会事務局に送ってもらえば、意見書として次のステップに繋げていけるのではないかと思いますので、ご協力を願います。

以上で「下松市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」についての方向性は見えてまいりましたので、回答を出してもらうことで終わりたいと思います。

- 大本委員 ちょっと質問があるのですが。1ページと2ページの管内農地面積の数値が違うのは何か（あるのでしょうか）。
- 事務局 2ページ目の方は、遊休農地面積を除いた面積になったものです。ですから、管内農地面積は365haが現状の耕作されている面積ということで、それに遊休農地を含めたものが391.2haになります。
- 大本委員 じゃから、1ページ目の391.2から26.2を引いたのが365という事？
- 事務局 はい。
- 大本委員 その次は、四捨五入の関係で合わないですか？言葉を合わさないといけませんね。文言を変えないと。
- 事務局 分かりました。表現を改めたいと思います。
- 議長 もう一点聞きたいのですが。農地面積の内訳というのは分かるのですか？
- 事務局 今回出している数値の内訳はどうなっているかはちょっと今分かりません。すみません。それぞれの所で持っている数値が違います。毎年、目標と点検というのを行っております。その時に使っている数値を使わせてもらっています。

議長	統一したことを、何か記入出来ないですかね。細目書で集計するのか、それとも農林業センサスで農地という考え方で全部集計したものでいくのか。
事務局	なかなかこれが統一されなくて。
議長	下松市内にこれだけの農地が登記簿上はあるかもしれないけれど、実際の農地はそんなにもないと思うわけですよ。
大本委員	現状と3年後の面積が下がっているのは何か理由があるのですか。
事務局	これは転用面積の平均です。
議長	色々な意見が出ましたが、後日回答を考えて次のステップに進めて参りたいと思います。 以上で本日の審議いただき議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願ひします。ないようですので引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。
事務局	報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、議案書の13ページに1件ございました。 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の14ページに2件ございました。 内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで2月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和3年2月9日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長 清川久

署名委員 近藤政司

署名委員 藤田善江